

輝峰同窓会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は筑波研究学園専門学校輝峰同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を筑波研究学園専門学校内におく。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに母校の発展のために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 母校の後援に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

第二章 会員及び組織

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校の卒業生ならびに修了者
- (2) 本校に在学した者のうち、本会の会員が推薦し、役員会の承認を得た者。
- (3) 本校職員及び旧職員は特別会員とする。

(組織)

第6条 本会の組織は、期別同窓会及び連合同窓会とにより構成する。

(運営)

第7条 本会の運営は期別同窓会が主体的に行うものとする。

2 連合同窓会は、期別同窓会の代表者により構成し、その協議に基づき運営する。

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 連合同窓会
 - ア. 顧問・・・・・・若干名
 - イ. 会長・・・・・・1名
 - ウ. 副会長・・・・・・期別同窓会会長
 - エ. 常任幹事・・・・若干名（正会員である本校教職員など）
 - オ. 幹事・・・・・・期別同窓会の代表者若干名
 - カ. 監事・・・・・・2名
- (2) 期別同窓会
 - ア. 顧問・・・・・・若干名
 - イ. 会長・・・・・・1名

- ウ. 副会長・・・・・・若干名
- エ. 幹事・・・・・・卒業時の所属クラス毎に2名
- オ. 監事・・・・・・2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務をつかさどる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 常任幹事は庶務・会計・記録等の任にあたる。
- (4) 幹事は会務の運営に協力するとともに、各会員相互の連絡をはかる。
- (5) 監事は会計の決算、審査にあたる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし重任を妨げない。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 連合同窓会の役員
 - ア. 会長及び監事は役員会において正会員より推薦し、総会で承認を得るものとする。
 - イ. 副会長は、各期同窓会の代表者とする。
 - ウ. 幹事は各期同窓会において選出する。
 - エ. 常任幹事は正会員より役員会において選任する。
- (2) 期別同窓会の役員
 - ア. 会長・副会長・幹事・監事は、期別同窓会の総会で承認を得るものとする。
 - イ. 役員を選出方法については、期別同窓会において夫々決めることとする。

第三章 会議

(総会)

第12条 同窓会の総会は毎年1回会長が招集し、会則の定めに従い次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
 - (2) 事業及び決算報告の承認
 - (3) 本会の事業執行ならびに会務の運営に関する事項
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他役員会が特に必要と認めた事項
- 2 総会を開催できないときは、連合同窓会の役員会の審議により前条の事項を議決する。
- 3 前項の連合同窓会を開催できないときは、前項の規定にかかわらず、次条第2項に定める連合同窓会代表役員会の審議により第1項の事項のほか、連合同窓会が審議すべき事項を議決することができる。

(役員会)

第13条 連合同窓会の役員会は第8条の(1)の役員をもって構成し、重要事項を審議する。
その開催は毎年1回とし、必要に応じ開催できる。

2 前条第3項の連合同窓会代表役員会は、第8条(1)の役員のうち、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名(連合同窓会副会長のうち会長が推薦し、連同窓会役員会で承認された者)

(3) 常任幹事 若干名

(4) 監事 1名(連合同窓会監事のうち会長が推薦し、連同窓会役員会で承認された者)

(期別同窓会)

第14条 期別同窓会の総会及び役員会は、第12条及び第13条を準用するものとする。

(会議の成立)

第15条 総会及び役員会の議決は出席者の過半数の同意を得ることを必要とする。

第四章 会 計

(会費等)

第16条 本会の経費は入会費、会費、負担金、寄付金等の収入をもってあてる。

2 正会員となる際は、入会費を納めるものとする。

3 入会費、会費、負担金の額については、総会及び役員会で決めるものとする。

(会 計)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その決算は監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第五章 補 則

(支 部)

第18条 本会は地域支部・職域支部を置くことができる。

(支部及び期別同窓会の規則)

第19条 支部及び各期別同窓会の会則は、本会則に準じて定めるものとする。

(細 則)

第20条 役員会は会務遂行のため、細則を設けることができる。

付 則

1. 本会則は平成元年4月1日より施行する。
2. 本会則は平成5年11月20日より変更する。
3. 本会則は平成9年5月22日より変更する。
4. 本会則は平成15年3月7日より変更する。
5. 本会則は令和3年4月1日より変更する。